

各 位

会 社 名	株式会社昭文社ホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 黒田 茂夫
(コード番号)	9475 東証スタンダード)
問 合 せ 先	取締役管理本部長 加藤 弘之
T E L	0 3 - 3 5 5 6 - 8 1 7 1

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月13日に開示いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載について訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正内容

「2. 定款変更の内容」について以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(招集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社は、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

<p>第 16 条～36 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 16 条～36 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(招集に関する附則)  変更後定款第 12 条第 2 項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年第 70 号）の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日（以下「確認日」という）から効力を生ずるものとする。  2. 前項および本項は、確認日にこれを削除する。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。  2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。  3. 本附則は、<u>2023 年 4 月 1 日</u>または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日の<u>経過後</u>にこれを削除する。</p>
---	--

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)  第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。  &lt;新 設&gt;</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  &lt;新 設&gt;</p>	<p>(招集)  第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。  2. 当社は、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)  第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第 16 条～36 条 (条文省略)

附 則

<新 設>

<新 設>

第 16 条～36 条 (現行どおり)

附 則

(招集に関する附則)

変更後定款第 12 条第 2 項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日（以下「確認日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項および本項は、確認日にこれを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。

以上